

# 認定こども園・幼稚園・保育所 及び地域型保育事業所等の運営について

## 施設運営費について

### ○運営費について

認可私立保育所、認定こども園、施設型給付費幼稚園、地域型事業所の運営費は以下により賄われます。

保育所、地域型事業所 → 給付費 + 札幌市補助金

幼稚園、認定こども園 → 給付費 + 札幌市補助金 + 道補助金

### ○給付費とは

給付費は平成27年（2015年）4月より創設された〈子ども・子育て支援新制度〉に基づいて、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「地域型保育事業所」に対する財政支援です。札幌市ではこのような財政支援を「給付費」と呼んでいます。その基本構造は「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額=保育料）を控除した額となります。

また、給付方法については、保護者における個人給付を基礎としていますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、各施設は札幌市からその費用を法定代理受領する仕組みとなります。

\*利用者負担額は原則施設が利用者から徴収しますが私立保育所については札幌市が徴収します。このため、私立保育所は札幌市から施設に対して公定価格と同額の給付費（委託費）が支払われます。

\*公定価格の詳細な内容については内閣府ホームページ（法令・通知等）にある通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」や政省令「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」等をご覧ください。

## ○各施設への給付費の算出方法は？

施設の所在地・利用定員・児童の年齢などによって決まる「基本分」と職員の配置状況や事業の実施体制などに応じた「加算分」に基づき、児童一人あたりの単価を算出します。その単価に、施設の児童数を乗じて算出された金額を公定価格といいます。公定価格から、施設で徴収した利用負担額を差し引いた金額を支給します。

(イメージ図)



加算分 + 基本分 = 児童一人当たりの単価

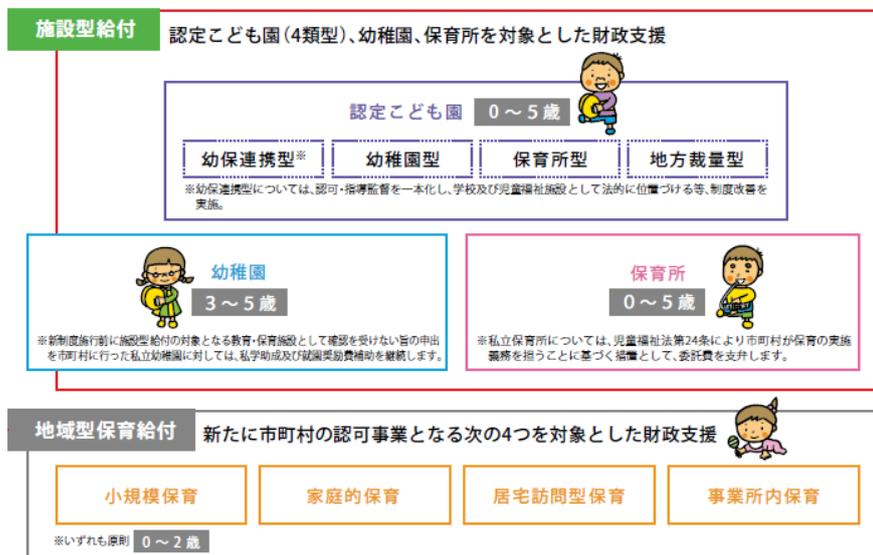
## ○札幌市補助金の種類の例

各補助金の概要	
補助金名	事業概要
時間外保育促進事業費等補助金	保育所等において時間外保育事業等の実施に係る経費の補助
一時保育事業(一般型保育所タイプ)補助金	保育施設の非在園児の一時預かり事業に係る経費の補助
一時預かり事業(幼稚園型)補助金	教育施設の在園児の一時預かり事業に係る経費の補助
一時預かり事業(一般型幼稚園タイプ)補助金	教育施設の非在園児の一時預かり事業に係る経費の補助
一時預かり事業(2歳児受入れ促進事業)補助金	保育が必要と認められた2歳児を対象とした教育施設の一時預かり事業に係る経費の補助
休日保育補助金	保育所等において休日保育の実施に係る経費の補助
各種補助金(加配保育士等雇用促進、調理員パート雇用費補助金)	必要数を超過して配置している保育士や給食調理員等を雇用するための補助

上記は例年札幌市が実施している補助金を一部です。その他に単年度で補助金を実施している場合があるようです。

## 給付費を申請できる施設区分について

給付費は以下の図のような「認定こども園」、「幼稚園」、「保育園」、「地域型保育事業所」の4種類となっています。



## ○認定こども園について

**認定こども園** 0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

**0～2歳**

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

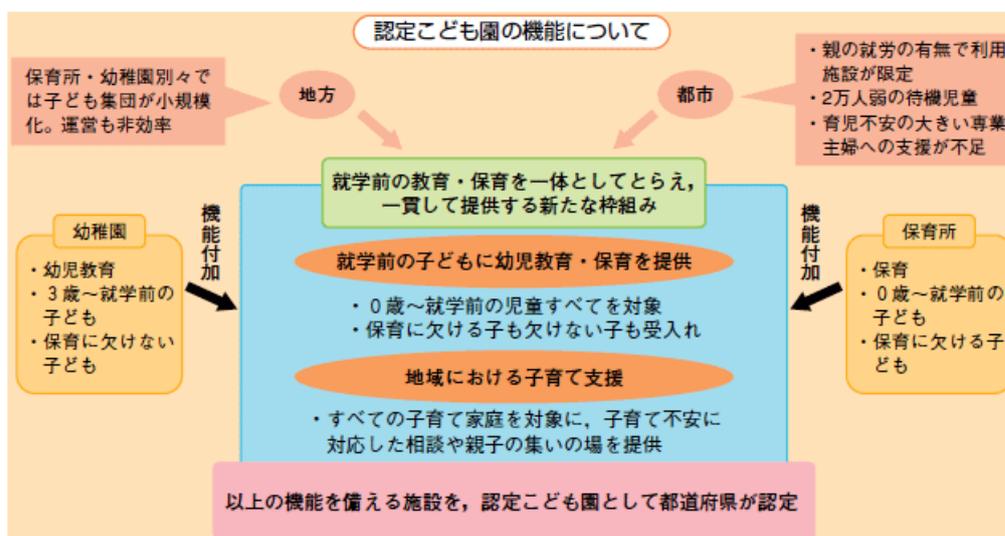
**3～5歳**

**利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施。

**利用できる保護者** 制限なし。

- ・ 幼保連携型  
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- ・ 幼稚園型  
認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ・ 保育所型  
認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ・ 地方裁量型  
幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

## ～認定こども園が制度化された背景～



第164回国会において「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立しました。平成18年10月から法律が施行され、認定こども園制度が始まりました。この法律は、幼稚園、保育所等のうち、

1 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能

2 地域における子育て支援を行う機能

を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けられる仕組みを設けるものです。制度の枠組みとしては、幼稚園でも保育所でもない第3の施設類型として認定こども園を設けるのではなく、果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所などがその法的位置付けを保ったまま認定を受けられる仕組みとなっています。

近年都市部では、幼稚園の定員割れ、保育所の超過入所と待機児童の発生、地方では子どもの集団の小規模化など、従来の施設の枠組みだけでは対応できない状況が発生しています。こうした状況や多様化する保護者ニーズなどに対応するため、平成18年10月の就学前保育等推進法施行により、幼稚園・保育所という従来の枠組みに加え、新たな選択肢として「認定こども園」が制度化されました。

## ○幼稚園について

**幼稚園**  
3~5さい



**小学校以降の教育の基礎をつくるための  
幼児期の教育を行う学校**

**利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

**利用できる保護者** 制限なし。

## ○保育園について

**保育所**  
0~5さい



**就労などのため家庭で保育のできない  
保護者に代わって保育する施設**

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

## ○地域型保育について

**地域型保育**  
0~2さい



**保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、  
0~2歳の子どもを保育する事業**

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

## ～札幌市の地域型保育事業について～

### 事業内容と特徴

札幌市が定める基準を満たした事業者が、交通利便の高い賃貸物件等でお子さんを保育する事業で、札幌市が認可しています。原則として定員が19人以下の少人数保育のため、子ども1人1人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応できるほか、子どもにとって親しみやすく安心感が得られる保育環境が特徴です。札幌市では家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の3つの事業が実施されています。

### 対象となる子ども

生後5か月（又は産休明け）から3歳未満までの3号認定を受けたお子さんです。

### 3歳になったあと

3歳になっても認可保育所等への転園ができない場合、年度末までは事業を継続して利用できます。卒園時は一定の条件のもと、各事業者で設定している連携施設に入所が可能です。

### 連携施設について

地域型保育事業者は、認可保育所や認定こども園・幼稚園と連携して、次の3つの機能について保育内容の充実を図っています。

1. 子どもの卒園時の受け入れ先としての機能
2. 保育内容への支援機能（合同保育や、保育への助言などが行われています。）
3. 代替保育の機能（やむを得ない場合等において、一時的に連携施設の職員が子どもを保育する機能です。）

～家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の違いは？～

○家庭的保育事業

対象児童	3号認定を受けたお子さん
定員	5人
保育士の割合	2分の1以上（保育者2名のうち最低1名は保育士）
保育場所	事業主の居宅
保育日	月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日を除く）
保育時間	午前9時から午後5時まで（事業所により異なる）
時間外保育	事業所により異なる
食事	自園調理又はご家庭からの弁当持参

図 1

○小規模保育事業

	A型	B型	C型	
対象児童	3号認定を受けたお子さん			
定員	19人以下	19人以下	15人	10人
保育士の割合	全員	3分の2以上	2分の1以上	
保育場所	賃貸マンション等			
保育日	月曜日から土曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。一部、土曜閉所事業所あり）			
保育時間	午前7時から午後6時まで			
時間外保育	午後6時から午後7時まで又は午後8時まで			
食事	自園調理、事業所の外部で調理した食事の搬入による給食又はご家庭からの弁当持参			

図 2

○事業所内保育事業

	保育所型	小規模型
対象児童	3号認定を受けたお子さん	
定員	20人以上	19人以下
保育士の割合	全員	3分の2以上
保育場所	主に会社等の事業所に併設	
保育日	月曜日から土曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日を除く）	
保育時間	事業所により異なる	
時間外保育		
食事	自園又は事業所の外部で調理した食事の搬入による給食	

図 3

～教育・保育給付認定の区分～

	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
<b>1号認定</b>	満3歳以上	なし（教育を希望）	教育標準時間（4時間利用）	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
<b>2号認定</b>	満3歳以上	あり	保育標準時間（11時間利用） 保育短時間（8時間利用）	保育所 認定こども園（保育所部分）
<b>3号認定</b>	3歳未満	あり	保育標準時間（11時間利用） 保育短時間（8時間利用）	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業※

※地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業などをいいます。

図 4

幼稚園や保育園を利用するにあたって、子どもは図 1 に記載されている 1～3 号に区分されます。この 1～3 号までの区分によって、子どもの入所する施設の種類が決定します。また、施設側も子どもの認定区分に応じて、給付費が決まることになるので、子どもの認定区分は施設側にとっても大切なものになります。

参考、画像引用文献一覧

内閣府 子ども・子育て支援新制度ハンドブック（平成 27 年 7 月改訂版）

p. 3 より画像引用

内閣府 子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK（平成 28 年 4 月改訂版）

p. 3, 4 より画像引用

さっぽろ子育て情報サイト

<https://kosodate.city.sapporo.jp/>

より「図 1～4」引用

さっぽろ子育て情報サイト 地域型保育事業について

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/chiikigata/840.html>

札幌市 施設運営費について

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/jigyosya/unneihi/unneihi.htm>

1